

発表日 令和5年3月25日

担当課：農林水産部畜産課
直通電話：092-643-3498
内線電話：3983
担当者：清水、永野

高病原性鳥インフルエンザ（4例目）に係る搬出制限区域の解除について

福岡市の家きん飼養農場において、令和5年3月2日（木）に発生した高病原性鳥インフルエンザ（県内4例目）については、3月25日（土）午前0時をもって搬出制限区域を解除しましたので、お知らせします。

なお、消毒ポイントについては、移動制限区域内の2か所で車両消毒を引き続き実施します。

1 搬出制限区域の解除

3月25日（土）午前0時をもって、搬出制限区域（発生農場を中心とした半径3～10km以内）を解除しました。

2 消毒ポイントの継続について

3か所のうち2か所は車両消毒を継続実施

番号	種類	名称	所在地	運営
10	緊急	農場入口	福岡市	継続
11	移動制限	J A福岡市西ライスセンター	福岡市	継続
12	搬出制限	J A糸島西部カントリーエレベーター	糸島市	3/25 0時終了

3 今後のスケジュールについて

4月5日（水） 午前0時 移動制限区域解除（見込み）
すべての消毒ポイント運営終了

4 その他

国内ではこれまで家きん肉及び卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例はありません。